

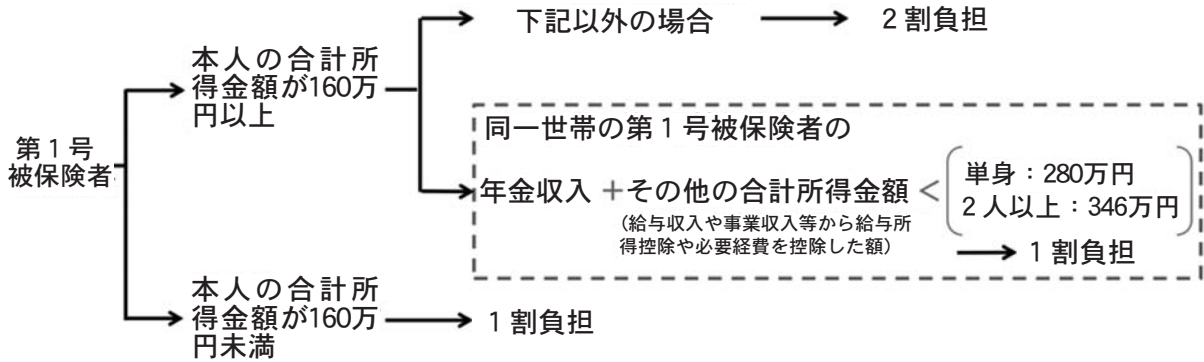
介護保険サービス利用者負担割合の変更について

【平成27年8月より利用者負担割合が変更となります】

《一定以上所得者の負担割合の見直しについて》

介護保険制度改正に伴い、65歳以上の被保険者の合計所得金額160万円以上の方（単身で年金収入のみの場合、280万円以上）がサービスを利用した場合、利用者負担割合が2割になります。

＜利用者負担の判定の流れ＞



《負担割合証が発行されます》

平成27年8月下旬頃に要支援、要介護認定を受けている人全員に、利用者負担の割合（1割または2割）が記載された「介護保険負担割合証」を送付する予定です。

この負担割合証は、介護サービスを利用するときに欠かせないものであり、1年間の有効期限があります。

毎年6～7月頃に、利用者負担が1割の方も2割の方も、負担割合が記された証（負担割合証）を交付します。この負担割合証を介護保険被保険者証と一緒に保管し、介護サービスを利用するときは、必ず2枚一緒にサービス事業者や施設に提出してください。

新しく交付される負担割合証はみどり色です

負担割合証(表)

介護保険負担割合証	
交付年月日	
被保険者	番号
	住所
	フリガナ
	氏名
生年月日	性別
利用者負担の割合	
割	適用期間 開始年月日 終了年月日
割	開始年月日 終了年月日
保険者番号並びに保険者名称及び印	
電話	

負担割合証(裏)

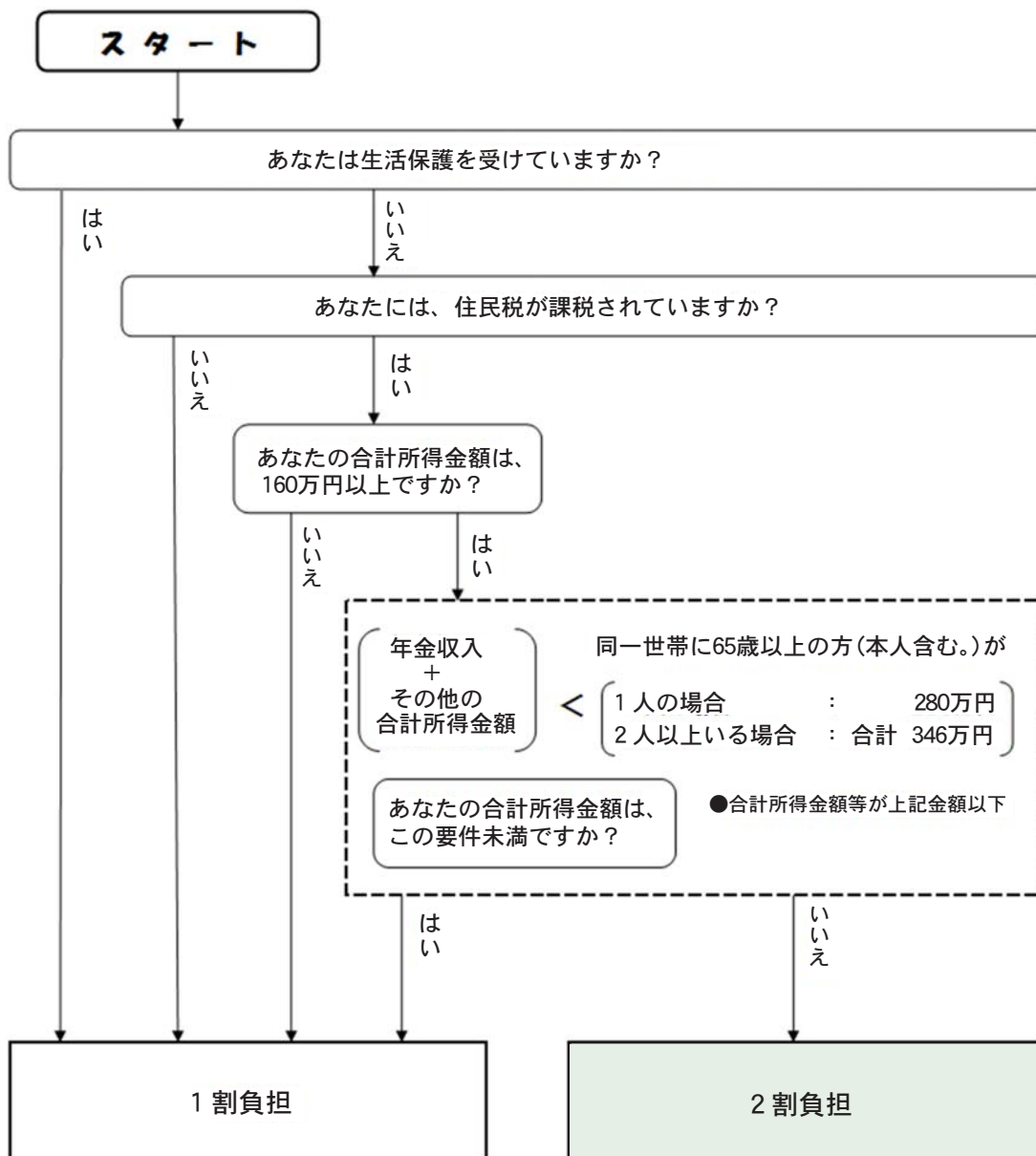
注意事項

- 一 介護サービス又は介護予防・生活支援サービス事業のサービスを受けようとするときは、必ずこの証を事業者又は施設の窓口提出してください。
- 二 介護サービス又は介護予防・生活支援サービス事業のサービスに要した費用のうち、「適用期間」に応じた「利用者負担の割合」欄に記載された割合分の金額をお支払いいただきます。（居宅介護支援サービス及び介護予防支援サービスの利用支払額はありませぬ）
- 三 被保険者の資格がなくなつたとき又はこの証の適用期間の終了年月日に至つたときには、直ちに、この証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
- 四 この証の表面の記載事項に変更があつたときは、十四日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。
- 五 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。
- 六 利用時支払額を3割とする措置（給付額減額）を受けている場合は、この証に記載された利用者負担の割合よりも、当該措置が優先されます。

あなたの介護保険利用者負担割合は？

【サービス利用負担割合】

- 負担割合は、前年の合計所得金額等に応じて下記の段階に決められます。
- あなたの利用負担割合は、次の項目に該当する段階区分になります。



【お問い合わせ】

日高町役場 保険年金課 保険医療・介護・年金グループ 電話 01456-2-6561
 日高総合支所 地域住民課 健康・介護グループ 電話 01457-6-3173

児童扶養手当・特別児童扶養手当の現況届の提出を忘れず！！

児童扶養手当、特別児童扶養手当を受給されている方は、前年の所得状況や支給対象児童の監護状況等確認のため、毎年、現況届を提出する必要があります。

提出が必要な方には、8月上旬に必要な書類を郵送いたしますので、忘れずに提出してください。

なお、下記の期限までに提出がなければ、平成27年8月分以降の手当が支給停止となることがありますので、ご注意ください。

【提出期限】 児童扶養手当 平成27年8月31日(月)
 特別児童扶養手当 平成27年9月10日(木)

【お問い合わせ】 日高町役場 健康福祉課 福祉・子育て支援グループ 電話 01456-2-6183
 日高総合支所 地域住民課 福祉・保険グループ 電話 01457-6-3173